主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は一審参加人の負担とする。 事 実

一審参加人代理人は「原判決中参加共同訴訟人敗訴の部分を取り消す、一審被告会社が昭和三十一年六月二十四日岡山市 a b 番地同会社本店において開催した臨時株主総会においてなしたA、B、C、Dを各取締役に、E を監査役に選任するとの決議の取消を求める一審原告の請求を棄却する、訴訟費用は一、二審とも一審原告の負担とする」との判決を求め、一審原告代理人は主文と同旨の判決を求めた。

く確定した)と同じであるから、これをここに引用する。 なお、一審原告Fは昭和三十一年十二月十六日死亡せることが記録上明らかであって、同人の本訴株主総会決議取消権は株主としての株主総会たる会社機関の地位において有する共益権であつて、いわゆる一身専属的性質を有し、相続によるこれが権利の移転をなし得ないものと解するのを相当とするから、その相続人においても訴訟承継をするに由なく、他に訴訟承継を許容すべき事由も存しないので、一審原告Fとの関係では本件訴訟が右死亡と共に当然終了したものである。

理 由

〈要旨第一〉先ず、本件株主総会決議取消訴訟の判決はいわゆる対世的効力を有し、その既判力が一審参加人を含む第三〈/要旨第一〉者にも及ぶことは商法第二四条第二項に徴し明白であるから、右訴訟の目的たる決議の取消のあることはいうまでもない。しかしながら、一審参加人主張の如した。その故事であることはいうまでもない。しかしながら、一審参加人主張の如側に共同のもももて、とはいきない。しかしながら、一審参加人主張の如側に共同のもももできるに民事訴訟法第七五条により一審参加人が、同条の趣旨とよこの請求者にとができるものと解することを許す趣旨に出たものをといる。この判決を受けるの法を表ができるがが相手方に対し本訴の請求又はそれに対けある。と同かるとでもなができる適格を具備することを要するものと解するのが相当である。この決議について処分権を有するのは一審被告会社の外にはなるこのができるが決議取消訴訟において被告としての適格を有するのは一審を加入が被告にある。さずれば、一審参加人が被告にものと解すべき筋合にある。さずれば、一審参加人のこの点に関する主張は独自の見解というべく、到底賛同すべくもない。

解というべく、到底賛同すべくもない。
〈要旨第二〉さらにまた、一審参加人は本件決議取消請求の対象たる株主総会において選任された取締役としての資格に〈/要旨第二〉おいて参加せんことを主張する。しかし、取締役たる資格を現に有するものに限つて決議の取消を訴求できる旨を定めた商法第二四七条第一項の法意に鑑みるときは、たとえ取消の対象たる決議によって取締役に選任され、これが取消に直接利害関係を有するものであつても、参加当時その取締役たる資格を失っているものは、この訴訟に民事訴訟法第七五条の共同参加は勿論、同法第七一条の当事者参加をする資格がないものと解するのを相当

は勿論のこと、当事者参加をもする資格がないものという外はない。一審参加人は この点に関する主張も亦独自の見解というべく、到底採用すべくもない。 以上の次第により、一審参加人の本件参加申立は前叙何れの観点からしてもこれ を許容する余地がなく、不適法としてこれか却下を免れない。そして、一審原告主 張の請求原因事実については、すべて一審被告会社の認めるところであつて、該事 実に基く一審原告の本訴請求は正当であるから、これを認容すべきものとする。 よつて、本件控訴は理由がないから、これを棄却すべく、訴訟費用の負担につき

民事訴訟法第九五条第八九条を適用して主文のように判決する。 (裁判長裁判官 高橋英明 裁判官 高橋雄一 裁判官 小川宜夫)